

オホーツク圏北見地域合併協議会の調整内容（小委員会）

合併協定項目( )	学校教育事業（協定項目47）	協議番号	協議第47号
小項目( )	施設整備計画の策定（2）	協議経過	
小委員会	協定項目検討第2小委員会	付託	平成16年7月31日
幹事会	第6回（平成16年8月28日）確認	審議	平成16年9月6日
部会・分科会名	教育文化専門部会	審議	

調 整 方 針 ( I - 1 - 6 )

現行の施設及び整備計画は、存続する。  
 ただし、合併後3年を目途に新たな整備計画を策定する。

# 事務事業現況調書

協定項目番号	協定項目区分	部会名	分科会名				
47	学校教育事業	教育文化	学校教育				
大分類コード	大分類項目	決裁区分	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整区分					
		1 存続 2 合併時に統合 3 合併後に統合 4 合併時に再編 5 合併後に再編 6 合併時に廃止 7 合併後に廃止					
小項目番号	小項目名						
6	施設整備計画の策定						
	北見市	端野町	常呂町	津別町	留辺蘂町	課題	調整方針
担当課	教育委員会総務課	管理課	管理課	管理課	管理課		
担当者名	施設担当係長 後藤田恒彦	管理課長 大場一夫	総務係 小原準一	総務係 成田信雄	学校教育係 伊東 晃		
根拠法令等(根拠となる法令・条例・規則・要綱等)							
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
15年度予算額(単位:千円)							
関係団体等							
使用料・手数料・補助金等							
事業の別	国庫補助・市町村単独	国庫補助・市町村単独	国庫補助・市町村単独	国庫補助・市町村単独	国庫補助・市町村単独		
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p><b>【事業の目的】</b> 北見市の学校教育充実のために、小・中・高等学校施設の整備計画を策定する。</p> <p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央小学校 校舎 平成元年度建設 屋体 昭和63年度建設 プール 昭和56年度建設</li> <li>・西小学校 校舎 平成11年度建設 屋体 平成11年度建設 プール 平成3年度建設</li> <li>・三輪小学校 校舎 昭和46年度建設 47、48、51、54年度増築 屋体 昭和47年度建設 プール 昭和53年度建設</li> <li>・東小学校 校舎 昭和50年度建設 51、52年度増築 屋体 昭和52年度建設 プール 昭和55年度建設</li> <li>・小泉小学校 校舎 昭和43年度建設 44、45、46、47、49年度増築 屋体 昭和44年度建設 プール 平成2年度建設</li> <li>・南小学校 校舎 昭和53年度建設 屋体 昭和53年度建設 プール 平成3年度建設</li> <li>・北小学校 校舎 平成3年度建設 屋体 平成3年度建設 プール 昭和62年度建設</li> <li>・高栄小学校 校舎 昭和48年度建設 52、54年度増築 屋体 昭和49年度建設 プール 昭和54年度建設</li> </ul>	<p><b>【事業の目的】</b> 端野町の学校教育充実のために、小・中学校施設の整備計画を策定する。</p> <p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・端野小学校 校舎 昭和50年度建設 屋体 昭和51年度建設 物品庫増築 平成2年度建設 屋外倉庫 昭和52年度建設</li> <li>・緋牛内小学校 校舎 昭和39年度建設 校舎(特別教室) 昭和40年度建設 屋体 昭和40年度建設 配膳庫増築 昭和52年度建設 トイレ改修 平成8年度</li> <li>・端野中学校 校舎 昭和46年度建設 校舎 昭和47年度建設 校舎(特別教室) 昭和54年度建設 校舎(コンピュータ室) 平成8年度 大規模構造 昭和48年度建設 屋体 昭和48年度建設</li> </ul>	<p><b>【事業の目的】</b> 常呂町の学校教育充実のために、小・中学校施設の整備計画を策定する。</p> <p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常呂小学校 校舎 昭和55年度建設 屋体 平成6年度建設</li> <li>・錦水小学校 校舎(管理棟) 昭和59年度建設 校舎(教室棟) 平成13年度建設 屋体 昭和59年度建設 プール 昭和年度建設</li> <li>・川沿小学校 校舎 昭和57年度建設 校舎(特別教室棟) 平成5年度建設 屋体 昭和57年度建設 プール 平成7年度建設</li> <li>・日吉小学校 校舎(管理教室棟) 昭和51年度建設 校舎(特別教室棟) 平成元年度建設 屋体 昭和49年度建設 プール 昭和年度建設</li> <li>・富丘小学校 校舎 昭和42年度建設 屋体 昭和60年度建設 校舎(特別教室棟) 昭和60年度建設</li> <li>・福山小学校 校舎 昭和60年度建設 屋体 昭和33年度建設</li> <li>・常呂中学校 校舎(普通教室棟) 昭和47年度建設 校舎(管理棟) 昭和48年度建設 校舎(特別教室棟) 昭和48年度建設 屋体 昭和48年度建設 大規模改修 昭和63～平成4年度</li> </ul>	<p><b>【事業の目的】</b> 津別町の学校教育充実のために、小・中学校施設の整備計画を策定する。</p> <p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津別小学校 校舎 昭和49年度建設 校舎 昭和59年度建設 屋体 平成10年度建設</li> <li>・本岐小学校 校舎 平成13年度建設 屋体 平成13年度建設</li> <li>・相生小学校 校舎 平成4年度建設 屋体 昭和55年度建設</li> <li>・活汲小学校 校舎 昭和25年度建設 校舎 昭和45年度建設 (併置校)</li> <li>・上里小学校 校舎 昭和26年度建設 校舎 昭和38年度建設 屋体 昭和31年度建設</li> <li>・恩根小学校 校舎 昭和36年度建設 屋体 昭和61年度建設</li> <li>・津別中学校 校舎 平成8年度建設 屋体 平成9年度建設</li> <li>・活汲中学校 校舎 昭和25年度建設 校舎 平成45年度建設 屋体 昭和46年度建設 (併置校)</li> </ul>	<p><b>【事業の目的】</b> 留辺蘂町の学校教育充実のために、小・中学校施設の整備計画を策定する。</p> <p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・留辺蘂小学校 校舎 昭和47年度建設 食堂 昭和58年度建設 屋体 平成2年度建設</li> <li>・温根湯小学校 校舎 昭和42年度建設 屋体 平成元年度建設</li> <li>・瑞穂小学校 校舎 昭和38年度建設 屋体 昭和38年度建設 屋体 平成6年度増改築 (併置校)</li> <li>・大和小学校 校舎 昭和50年度建設 校舎 平成8年度大規模改造 屋体 昭和51年度建築 屋体 平成8年度大規模改造</li> <li>・留辺蘂中学校 校舎 昭和56年度建設 屋体 昭和57年度建設 食堂 昭和57年度建設</li> <li>・温根湯中学校 校舎 昭和60年度建設 屋体 昭和60年度建設 食堂 昭和60年度建設</li> <li>・瑞穂中学校 校舎 昭和37年度建設 (併置校)</li> </ul>	建設年度(耐震の問題も含む)生徒数の推移住民の意向	現行の施設及び整備計画は、存続する。ただし、合併後3年を目途に新たな整備計画を策定する。

事務事業現況調書

協定項目番号 47	協定項目区分 学校教育事業	部会名 教育文化			分科会名 学校教育		
大分類コード	大分類項目	決裁区分 A協議会 B幹事会 C専門部会			調整済の可否 調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整区分 1 存続 2 合併時に統合 3 合併後に統合 4 合併時に再編 5 合併後に再編 6 合併時に廃止 7 合併後に廃止					
小項目番号 6	小項目名 施設整備計画の策定						
	北見市	端野町	常呂町	津別町	留辺蘂町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑小学校 校舎 昭和54年度建設 55、63年度増築 屋体 昭和55年度建設 プール 昭和60年度建設</li> <li>・北光小学校 校舎 昭和54年度建設 昭和57、平成12年度増築 屋体 昭和55年度建設 プール 昭和61年度建設</li> <li>・美山小学校 校舎 昭和56年度建設 昭和60、平成15年度増築 屋体 昭和56年度建設 プール 昭和62年度建設</li> <li>・上常呂小学校 校舎 昭和53年度建設 屋体 昭和51年度建設 プール 昭和62年度建設</li> <li>・相内小学校 校舎 昭和53年度建設 屋体 昭和53年度建設 プール 昭和58年度建設</li> <li>・下仁頃小学校 校舎 昭和55年度建設 屋体 昭和55年度建設 プール 平成元年度建設</li> <li>・上仁頃小学校 校舎 昭和54年度建設 屋体 昭和62年度建設 プール 平成元年度建設</li> <li>・東相内小学校 校舎 昭和62年度建設 屋体 昭和62年度建設 プール 昭和63年度建設</li> <li>・若松小学校 校舎 平成 6年度建設 屋体 平成 7年度建設</li> <li>・豊地小学校 校舎 昭和55年度建設 屋体 昭和55年度建設 プール 平成 4年度建設</li> <li>・大正小学校 校舎 昭和58年度建設 屋体 昭和58年度建設 プール 昭和59年度建設</li> <li>・南中学校 校舎 昭和54年度建設 昭和60、平成14年度増築 屋体 昭和54年度建設</li> <li>・東陵中学校 校舎 昭和54年度建設 昭和60、平成14年度増築 屋体 昭和54年度建設</li> <li>・光西中学校 校舎 昭和54年度建設 昭和56、平成14年度増築 屋体 昭和57年度建設</li> <li>・北中学校 校舎 平成 5年度建設 屋体 平成 6年度建設</li> <li>・高栄中学校 校舎 昭和52年度建設 昭和56、平成14年度増築 屋体 昭和52年度建設 昭和61年度増築</li> <li>・小泉中学校 校舎 昭和52年度建設 昭和53、55、平成14年度増築 屋体 昭和53年度建設</li> </ul>	<p>【今後の計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緋牛内小学校における統廃合と利活用 平成16年度緋牛内小学校廃校(H17年3月)</li> <li>・端野中学校のボイラー改修の計画検討</li> <li>・端野小学校(校舎・屋体)の耐震診断及び耐震補強事業</li> <li>・端野中学校(校舎・屋体)の耐震診断及び耐震補強事業</li> </ul>	<p>【今後の計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、休校中の富丘・福山小学校の利活用</li> <li>・長期計画の中で各小学校の統廃合を含む大規模改修の計画を検討</li> <li>・常呂中学校の耐震診断・耐震補強</li> </ul>	<p>【今後の計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津別小(校舎一部)、相生小(屋体)活汲小中(校舎・屋体)、恩根小(屋体)の耐震診断及び耐震補強</li> </ul>	<p>【今後の計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期計画において留辺蘂中学校及び温根湯中学校の大規模改造を検討中</li> </ul>		

事務事業現況調書

協定項目番号	協定項目区分			部会名	分科会名		
47	学校教育事業			教育文化	学校教育		
大分類コード	大分類項目			決裁区分	調整済の可否		
				A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了		
中分類コード	中分類項目			調整区分			
				1 存続	5 合併後に再編		
				2 合併時に統合	6 合併時に廃止		
				3 合併後に統合	7 合併後に廃止		
				4 合併時に再編			
小項目番号	小項目名						
6	施設整備計画の策定						
	北見市	端野町	常呂町	津別町	留辺蘂町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北光中学校 校舎 昭和59年度建設 平成13、14年度増築 屋体 昭和59年度建設</li> <li>・上常呂中学校 校舎 昭和54年度建設 昭和61年度増築 屋体 昭和61年度建設</li> <li>・相内中学校 校舎 昭和55年度建設 昭和62、平成14年度増築</li> <li>・仁頃中学校 校舎 昭和57年度建設 屋体 昭和57年度建設</li> <li>・東相内中学校 校舎 昭和54年度建設 昭和60、平成14年度増築 屋体 昭和53年度建設</li> <li>・北見仁頃高等学校 校舎 昭和38年度建設 昭和45年度増築 屋体 昭和44年度建設</li> </ul> <p>【今後の計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小泉小学校の校舎、屋体の全面改築</li> <li>・三輪小学校の校舎、屋体、プールの全面改築</li> <li>・高栄小、東小の校舎及び屋体の耐震診断について、大規模改修計画時に予定。</li> </ul>						

オホーツク圏北見地域合併協議会の調整内容（小委員会）

合併協定項目( )	学校教育事業（協定項目47）	協議番号	協議第47号
小項目( )	学校の設置及び廃止（4）	協議経過	
小委員会	協定項目検討第2小委員会	付託	平成16年7月31日
幹事会	第6回（平成16年8月28日）確認	審議	平成16年9月6日
部会・分科会名	教育文化専門部会	審議	
調 整 方 針		（I - 1 - 14）	
<p>存続する。          ただし、合併後3年を目途に施設整備計画及び通学区域の見直し再編を行う。</p>			

事務事業現況調書

協定項目番号	協定項目区分			部会名	分科会名		
47	学校教育事業			教育文化	学校教育		
大分類コード	大分類項目			決裁区分	調整済の可否		
				A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了		
中分類コード	中分類項目			調整区分			
				1 存続 2 合併時に統合 3 合併後に統合 4 合併時に再編	5 合併後に再編 6 合併時に廃止 7 合併後に廃止		
小項目番号	小項目名						
14	学校の設置及び廃止						
	北見市	端野町	常呂町	津別町	留辺蘂町	課題	調整方針
担当課	教育委員会総務課	管理課	管理課	教育委員会管理課	教育委員会管理課		
担当者名	総務課 浅野幹夫	管理課長 大場一夫	総務係 小原準一	総務	総務・学校教育係長 西田 越		
根拠法令等（根拠となる法令・条例・規則・要綱等）	北見市立学校設置条例	端野町立学校設置条例	常呂町立学校設置条例	津別町立学校設置条例	留辺蘂町立学校設置条例		
会計の種類別							
15年度予算額（単位：千円）							
関係団体等							
使用料・手数料・補助金等							
事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【概要】 学校教育法に基づき北見市立学校を設置する</p> <p>【名称】</p> <p>小学校 北見市立中央小学校 大正11年10月8日開校 北見市立西小学校 明治31年9月10日開校 北見市立三輪小学校 昭和47年4月1日開校 (西小より分離新設) 北見市立東小学校 大正8年10月1日開校 北見市立小泉小学校 昭和44年4月1日開校 (東小より分離新設) 北見市立南小学校 昭和28年4月1日開校 北見市立北小学校 昭和32年11月1日開校 北見市立高栄小学校 昭和49年4月1日開校 (北小より分離新設) 北見市立緑小学校 昭和55年4月1日開校 北見市立北光小学校 昭和55年4月1日開校 北見市立美山小学校 昭和57年4月1日開校 北見市立上常呂小学校 明治33年8月18日開校 北見市立相内小学校 明治31年11月29日開校 ・北見市立相内小学校美里分校 大正5年6月1日開校 昭和57年3月31日上仁頃小に統合 北見市立下仁頃小学校 明治43年7月1日開校 北見市立上仁頃小学校 明治41年8月30日開校</p>	<p>【概要】 学校教育法に基づき端野町立学校を設置する</p> <p>【名称】</p> <p>小学校 端野町立端野小学校 明治31年11月6日開校 昭和48年4月 忠志小学校統合  昭和51年4月 川向小学校 協和小学校 豊実小学校 北登小学校 4校の統合により 現端野小学校となる。  端野町立緋牛内小学校 大正9年7月6日開校 平成17年3月31日閉校予定  中学校 端野町立端野中学校 昭和22年5月13日開校 昭和36年4月1日 川向中学校 協和中学校 忠志中学校統合  昭和43年3月31日 北登中学校統合  昭和47年4月1日 緋牛内分校を 廃し現端野中 学校となる。</p>	<p>【概要】 学校教育法に基づき常呂町立学校を設置する</p> <p>【名称】</p> <p>小学校 常呂町立常呂小学校 常呂町立錦水小学校 常呂町立川沿小学校 常呂町立日吉小学校 常呂町立富丘小学校 (休校中) (平成12年度に川沿小学校へ統合) 常呂町立福山小学校 (休校中) (平成4年度に川沿小学校へ統合)  中学校 常呂町立常呂中学校 (昭和49年度全中学校統合)  【統廃合計画】 休校中の2校の廃校と利活用を検討中  平成16年3月31日 富丘小学校・福山小学校廃校 (H16/8/3入力)</p>	<p>【概要】 学校教育法に基づき常呂町立学校を設置する</p> <p>【名称】</p> <p>小学校 津別町立津別小学校 津別町立本岐小学校 津別町立相生小学校 津別町立活汲小学校(併置校) 津別町立上里小学校 津別町立恩根小学校  中学校 津別町立津別中学校 津別町立活汲中学校(併置校)  【統廃合計画】 現在、統廃合について地域と協議中  津別町立恩根小学校18年3月31日廃校し 津別小学校に統合予定</p>	<p>【概要】 学校教育法に基づき留辺蘂町立学校を設置する</p> <p>【名称】</p> <p>小学校 留辺蘂町立留辺蘂小学校 留辺蘂町立温根湯立小学校 留辺蘂町立大和小学校 留辺蘂町立瑞穂小学校 (併置校)  中学校 留辺蘂町立留辺蘂中学校 留辺蘂町立温根湯中学校 留辺蘂町立瑞穂中学校 (併置校)  【統廃合計画】 現在、統廃合については予定なし</p>	特になし	<p>存続する ただし、合併後3年を目途に施設整備計画 及び通学区の見直し再編を行う</p>

事務事業現況調書

協定項目番号	協定項目区分	部会名			分科会名		
47	学校教育事業	教育文化			学校教育		
大分類コード	大分類項目	決裁区分			調整済の可否		
		A協議会 B幹事会 C専門部会			調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整区分					
		1 存続 2 合併時に統合 3 合併後に統合 4 合併時に再編			5 合併後に再編 6 合併時に廃止 7 合併後に廃止		
小項目番号	小項目名						
14	学校の設置及び廃止						
	北見市	端野町	常呂町	津別町	留辺蘂町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>北見市立東相内小学校 大正6年4月1日開校 北見市立若松小学校 大正2年4月1日開校 北見市立豊地小学校 大正4年7月12日開校 北見市立大正小学校 大正6年4月11日開校 北見市立北陽小学校 昭和22年4月1日開校 昭和47年3月31日廃校 北見市立西相内小学校 大正4年6月15日開校 昭和62年3月31日廃校 北見市立開成小学校 大正7年4月8日開校 平成7年3月31日廃校 北見市立常川小学校 大正11年4月1日開校 昭和63年3月31日廃校 北見市立富里小学校（併置校） 大正8年4月1日開校 昭和63年3月31日廃校</p> <p>中学校 北見市立南中学校 昭和22年5月20日開校 北見市立東陵中学校 昭和22年5月20日開校 北見市立光西中学校 昭和22年5月20日開校 北見市立北中学校 昭和35年11月25日開校 北見市立高栄中学校 昭和52年4月1日開校 北見市立小泉中学校 昭和53年4月1日開校 北見市立北光中学校 昭和60年4月1日開校 北見市立上常呂中学校 昭和22年5月20日開校 北見市立相内中学校 昭和22年5月5日開校 北見市立仁頃中学校 昭和58年4月1日開校 ・下仁頃中学校、上仁頃中学校 の統合により開校 北見市立東相内中学校 昭和22年5月20日開校 北見市立下仁頃中学校 昭和22年5月20日開校 昭和58年3月31日廃校 北見市立上仁頃中学校 昭和22年5月20日開校 昭和58年3月31日廃校 2校統合により仁頃中学校となる 北見市立富里中学校（併置校） 昭和23年10月1日開校 昭和62年3月31日休校 昭和63年3月31日廃校</p> <p>高等学校 北見仁頃高等学校 昭和27年2月1日開校</p>						

オホーツク圏北見地域合併協議会の調整内容（小委員会）

合併協定項目( )	学校教育事業（協定項目47）	協議番号	協議第47号
小項目( )	遠距離通学費補助(小・中学校)(5)	協議経過	
小委員会	協定項目検討第2小委員会	付託	平成16年7月31日
幹事会	第6回(平成16年8月28日)確認	審議	平成16年9月6日
部会・分科会名	教育文化専門部会	審議	
調 整 方 針		( I - 1 - 1 8 )	
<p>1市4町の実態を踏まえ、現行のとおり存続する。</p>			



事務事業現況調書

協定項目番号	協定項目区分			部会名	分科会名		
47	学校教育事業			教育文化	学校教育		
大分類コード	大分類項目			決裁区分	調整済の可否		
1	重点協議項目			A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了		
中分類コード	中分類項目			調整区分			
1	重点協議項目			1 存続 2 合併時に統合 3 合併後に統合 4 合併時に再編 5 合併後に再編 6 合併時に廃止 7 合併後に廃止			
小項目番号	小項目名						
18	遠距離通学費補助(小・中学校)						
	北見市	端野町	常呂町	津別町	留辺蘂町	課題	調整方針
担当課	学校教育課	管理課	管理課	教育委員会管理課	教育委員会管理課		
担当者名	学校教育担当係長 澤野 修	学校教育係長 天谷法子	学校教育係 小原 準一	学校教育係長 船木雄紀	総務係長 西田 越		
根拠法令等(根拠となる法令・条例・規則・要綱等)	遠距離通学費扶助要項	端野町遠距離通学生徒の通学費支給規則	常呂中学校通学費助成要綱	津別町遠距離通学児童生徒に対する通学費補助要綱			
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計			
15年度予算額(単位:千円)	62千円	1,382千円	1,191千円	5,925千円			
関係団体等							
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等		補助金/交付金等	補助金/交付金等			
事業の別	市町村単独	市町村単独	市町村単独	市町村単独			
電算システム名							
備考1	16年度予算額 62千円	16年度予算額 1,522千円	16年度予算額 1,068千円	16年度予算額 4,888千円			
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p><b>【目的】</b> 市立小中学校に在学する児童生徒で、通学区域内において、遠距離通学をする児童生徒に対して、通学にかかる費用の一部を補助するものである。</p> <p><b>【小中学校事業概要】</b> 1. 対象者 (1)通学区域内において、遠距離通学をする児童生徒とし、小学生については4km、中学生については6km以上の通学する児童生徒。他の制度で通学費を受給している者及びスクールバス通学者、並びに就学学校指定変更による通学及び区域外就学の場合は除くものとする。 2. 補助金額 通常の通学の経路により公共交通機関(バス・汽車)を利用した場合は、その利用公共交通機関の定期乗車券の2分の1の額を扶助する</p> <p>3. 事業手順 ・扶助を受けようとする者は、受給申請書に学校長の承認を得て、北見市教育委員会に提出するものとする。 ・市教委は、前項による申請があったときは、認定を行い、認定通知書を申請者及び学校長に通知するものとする。 ・扶助を受けようとする者は、受給に係わる交通機関利用届出書を市教委へ提出しなければならない。</p>	<p><b>【目的】</b> 町内の公立小中学校に交通機関を利用して通学する児童生徒の通学費負担軽減を図るため助成を行う</p> <p><b>【小学校事業概要】</b> 1. 対象者と補助金額 (1) 自宅から指定通学区域の学校までの距離が4キロメートル以上あり、通学に、公共交通機関の運賃を負担しなければならない児童の保護者 (2) 毎年4月1日現在の支給対象者を調査のうえ支給決定する</p> <p>2. 補助金額 交通機関(バス)の利用に要する経費金額とし、月割の2分の1の額を補助する</p> <p>第1期分 4月 支給基準の10分の4 第2期分 9月 支給基準の10分の4 第3期分 1月 支給基準の10分の2</p> <p>3. 事業手順 補助対象となる事実が発生した日からすみやかに学校長を通じ、教育委員会を経由して、町長に申請する</p>	<p><b>【目的】</b> 町内中学校生徒の、遠距離通学に要する経費の補助を目的とする</p> <p><b>【小学校事業概要】</b> 1. 対象者 自宅から在籍学校までの距離が3キロメートル以上 2. 補助金額 〔統合地区〕 通学定期運賃額 (町営バス通学定期6ヶ月×2回) 補助時期 4月及び9月 通学に要する自転車購入費(予算の範囲内) ただし、 同種の学校に在学する間の1回 通学に要する自動車燃料相当額の範囲内の額 補助時期 3月 代替通学手段の供与のいずれかのうち、教育委員会が必要と認めるもの ただし、 自宅から交通機関停留所までの片道距離が2キロメートル以上の場合は又は を加算する</p> <p>〔その他地区〕 通学定期運賃額 (町営バス通学定期6ヶ月×2回) 補助時期 4月及び9月 通学に要する費用に対する予算の範囲内の額 補助時期 3月</p> <p>3. 事業手順 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を町長に提出する(学校長経由もあり)</p> <p>&lt;参考&gt; 町営バス片道利用の場合差額を現金支給 町営バス半年利用し半年自転車等利用は差額を現金支給 町営バス路線で自転車等通学の場合は年定期運賃額の2分の1以内を現金支給</p>	<p><b>【目的】</b> 町内小中学校児童生徒の、遠距離通学に要する経費の補助を目的とする</p> <p><b>【小学校事業概要】</b> 1. 対象者 自宅から在籍学校までの距離が3キロメートル以上 2. 補助金額 〔統合地区〕 通学定期運賃額 (町営バス通学定期6ヶ月×2回) 補助時期 4月及び9月 通学に要する費用に対する予算の範囲内の額 補助時期 3月</p> <p>3. 事業手順 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を町長に提出する(学校長経由もあり)</p> <p>&lt;参考&gt; 町営バス片道利用の場合差額を現金支給 町営バス半年利用し半年自転車等利用は差額を現金支給 町営バス路線で自転車等通学の場合は年定期運賃額の2分の1以内を現金支給</p>	<p>遠距離通学費の補助制度はない。</p> <p><b>【参考】</b> 温根湯中学校・大和小学校のみ児童生徒に対してスクールバスで送迎している。その他の小中学校に対しては通学に対するスクールバスの送迎および助成は行っていない。</p>	<p>対象者(通学距離等の違い) 補助金額の違い 補助の経過(地域の約束事)</p> <p>小学校と中学校で、補助対象である自宅から在籍学校までの距離に相違点がある</p>	<p>1市4町の実態を踏まえ、現行のとおり存続する。</p> <p><b>【任意合併協議会】</b> 1市4町の遠距離通学の実態を踏まえ、現行のまま新しいまちに引き継ぎます。</p>

事務事業現況調書

協定項目番号 47	協定項目区分 学校教育事業	部会名 教育文化				分科会名 学校教育
大分類コード 1	大分類項目 重点協議項目	決裁区分 A協議会 B幹事会 C専門部会				調整済の可否 調整終了
中分類コード 1	中分類項目 重点協議項目	調整区分 1 存続 2 合併時に統合 3 合併後に統合 4 合併時に再編 5 合併後に再編 6 合併時に廃止 7 合併後に廃止				
小項目番号 18	小項目名 遠距離通学費補助(小・中学校)					
	北見市	端野町	常呂町	津別町	留辺蘂町	課題
【事務事業の内容】	<p>4.実績 平成14年度 1名(冬期) 31,500円</p>	<p>4.実績 平成14年度 支給総額378,000円</p> <p>【中学校事業概要】</p> <p>1.対象者と補助金額 (1)自宅から指定通学区域の学校までの距離が6キロメートル以上あり、通学に公共交通機関の運賃を負担しなければならない生徒の保護者 (2)毎年4月1日現在の支給対象者を調査のうえ支給決定する</p> <p>2.補助金額 交通機関(バス)の利用に要する経費金額とし、月割額を補助する</p> <p>第1期分 4月 支給基準の10分の4 第2期分 9月 支給基準の10分の4 第3期分 1月 支給基準の10分の2</p> <p>3.事業手順 補助対象となる事実が発生した日からすみやかに学校長を通じ、教育委員会を経由して町長に申請する</p> <p>4.実績 平成14年度 支給総額882,000円</p>	<p>【中学校事業概要】</p> <p>1.対象者 岐阜・栄浦地区より通学する生徒で町営バスを利用する生徒</p> <p>2.負担金額 町営バス3ヶ月定期乗車券(10,260円)×4回=40,140円(1人当り年額)</p> <p>3.事業手順 学校長より対象生徒の通学証明書により確認し負担金の支出を行う対象生徒には、現物(町営バス定期乗車券)で学校を通じ支給する</p> <p>4.実績 平成14年度 2,143千円(23名分) 平成15年度よりバス料金改定により本年度予算額が減となっている。 今年度該当者 28名</p>	<p>1.2.3は年間通学定期運賃額の2分の1を限度とする 町営バス路線以外は、4月1日現在のガソリン代を基準に 〔統合地区〕 km×4(朝夕往復)×授業日数×ガソリン単価÷10(1/10/走行距離) 〔其他地区〕 km×2(往復)×授業日数×ガソリン単価÷10(1/10/走行距離)×1/2(補助率)</p> <p>4.実績 平成14年度 593千円</p> <p>【中学校事業概要】</p> <p>1.対象者 自宅から在籍学校までの距離が5キロメートル以上</p> <p>2.補助内容 〔統合地区〕 通学定期運賃額(町営バス通学定期6ヶ月×2) 補助時期 4月及び9月 通学に要する自転車購入費(予算の範囲内) ただし、 同種の学校に在学する間の1回 通学に要する自動車燃料相当額の範囲内の額 補助時期 3月 代替通学手段の供与のいずれかのうち、教育委員会が必要と認めるもの ただし、 自宅から交通機関停留所までの片道距離が2キロメートル以上の場合又は を加算する</p> <p>〔其他地区〕 通学定期運賃額 (町営バス通学定期6ヶ月×2回) 補助時期 4月及び9月 通学に要する費用に対する予算の範囲内の額 補助時期 3月</p> <p>3.事業手順 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を町長に提出する(学校長経由もあり)</p> <p>&lt;参考&gt; 町営バス片道利用の場合差額を現金支給 町営バス半年利用し半年自転車等利用は差額を現金支給 町営バス路線で自転車通学の場合は、年定期運賃額の2分の1以内を現金支給 1.2.3は年間通学定期運賃額の2分の1を限度とする 町営バス路線以外は、4月1日現在のガソリン代を基準に 〔統合地区〕 km×4(朝夕往復)×授業日数×ガソリン単価÷10(1/10/走行距離) 〔其他地区〕 km×2(往復)×授業日数×ガソリン単価÷10(1/10/走行距離)×1/2(補助率)</p> <p>4.実績 平成14年度 3,665千円</p>		調整方針

オホーツク圏北見地域合併協議会の調整内容（小委員会）

合併協定項目( )	学校教育事業（協定項目47）	協議番号	協議第47号
小項目( )	就学指導（8）	協議経過	
小委員会	協定項目検討第2小委員会	付託	平成16年7月31日
幹事会	第6回（平成16年8月28日）確認	審議	平成16年9月6日
部会・分科会名	教育文化専門部会	審議	
調 整 方 針		（ I - 1 - 3 3 ）	
合併時に再編し、就学指導委員会を設置する。			

事務事業現況調書

協定項目番号	協定項目区分					部会名	分科会名
47	学校教育事業					教育文化	学校教育
大分類コード	大分類項目					決裁区分	調整済の可否
						A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了
中分類コード	中分類項目					調整区分	
						1 存続 2 合併時に統合 3 合併後に統合 4 合併時に再編 5 合併後に再編 6 合併時に廃止 7 合併後に廃止	
小項目番号	小項目名						
33	就学指導						
	北見市	端野町	常呂町	津別町	留辺蘂町	課題	調整方針
担当課	学校教育課	管理課	管理課	教育委員会管理課	教育委員会管理課		
担当者名	学校教育担当 / 高廣 智	学校教育係長 天谷法子 主任 境和恵	学校教育係長 川村 淳	学校教育係長 船木 雄紀	学校教育係 村田 純子		
根拠法令等(根拠となる法令・条例・規則・要綱等)	北見市就学指導委員会規則 北見市就学指導委員会実施要綱	端野町就学指導委員会設置規則 端野町就学指導委員会実施要綱	常呂町就学指導委員会設置規則	津別町就学指導委員会条例	留辺蘂町就学指導委員会設置規則		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
15年度予算額(単位:千円)	829千円	19千円	19千円	46千円	18千円		
関係団体等							
使用料・手数料・補助金等							
事業の別	市町村単独	市町村単独	市町村単独	市町村単独	市町村単独		
電算システム名							
備考1	16年度予算額 870千円	16年度予算額 19千円	16年度予算額 17千円	16年度予算額 46千円	16年度予算額 12千円		
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【設置】 就学指導委員会を設置し、心身に障害のある児童・生徒の就学の適正を図る</p> <p>【事業概要】 ・就学指導事務に関すること ・教育上特に配慮を要する児童・生徒の心身の障害の種類、程度の判断及び指導、相談に関すること</p> <p>指導委員会は、心身に障害のある児童、生徒等の盲・聾・養護学校又は小学校若しくは中学校への就学指導に関し、教育長の指定する事項について審査を行い、その結果を報告する</p> <p>就学指導委員会の構成</p> <p>委員数 平成15年度: 21名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師 2名</li> <li>・学識経験者 1名</li> <li>・育成団体 2名</li> <li>・小中学校の校長、教頭及び きたみ学園分校の教頭 3名</li> <li>・小中学校の特殊学級担当教諭 及びきたみ学園分校の教諭 9名</li> <li>・児童福祉施設の職員 1名</li> <li>・児童相談所の職員 1名</li> <li>・市保健センターの職員 1名</li> <li>・福祉事務所の職員 1名</li> </ul> <p>会長及び副会長を置く</p> <p>委員の任期 2年</p>	<p>【設置】 就学指導委員会を設置し、障害のある児童・生徒等の就学の適正を図る</p> <p>【事業概要】 ・就学指導事務の指針に関すること ・対象となる児童・生徒等の適正な就学指導の審査に関すること</p> <p>指導委員会は、心身に障害のある児童、生徒等の盲学校、養護学校又は小学校若しくは中学校への就学指導に関し、教育長の指定する事項について審査を行い、その結果を報告する</p> <p>就学指導委員会の構成</p> <p>委員数 平成15年度: 11名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師 2名</li> <li>・学識経験者 1名</li> <li>・小中学校の校長 3名</li> <li>・特殊学級を有する小中学校 の教諭 2名</li> <li>・関係行政機関の職員 1名</li> <li>・幼児保育業務担当職員 1名</li> <li>・委員会事務局職員 1名</li> </ul> <p>会長及び副会長を置く</p> <p>委員の任期 2年</p>	<p>【設置】 就学指導委員会を設置し、障害のある児童・生徒等の就学の適正を図る</p> <p>【事業概要】 ・就学指導事務の指針に関すること ・対象となる児童・生徒等の適正な就学指導の審査に関すること</p> <p>指導委員会は、心身に障害のある児童、生徒等の盲学校、養護学校又は小学校若しくは中学校への就学指導に関し、教育長の指定する事項について審査を行い、その結果を報告する</p> <p>就学指導委員会の構成</p> <p>委員数 平成15年度: 16名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師 1名</li> <li>・小中学校の校長 5名</li> <li>・小中学校の教頭 5名</li> <li>・特殊学級担当の小中学校の教諭 3名</li> <li>・関係行政機関の職員 2名</li> </ul> <p>会長及び副会長を置く</p> <p>委員の任期 2年</p>	<p>【目的】 就学指導委員会を設置し、就学予定者、児童及び生徒の就学指導を適正に行う</p> <p>【事業概要】 ・就学指導事務の指針に関すること ・対象となる児童・生徒等の適正な就学指導の審査に関すること</p> <p>指導委員会は、児童及び生徒の心身の障害の種類程度等の判断に関し、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議を行い、その結果を答申する</p> <p>就学指導委員会の構成</p> <p>委員数 平成15年度: 8名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師・学識経験者 2名</li> <li>・小中学校の校長・教頭 2名</li> <li>・小中学校の教諭(特殊学級 担任・教務関係教諭) 2名</li> <li>・関係行政機関の職員 2名</li> </ul> <p>会長及び副会長を置く</p> <p>委員の任期 2年</p>	<p>【設置】 就学指導委員会を設置し、心身に障害のある児童・生徒等の就学の適正を図る</p> <p>【事業概要】 ・就学指導事務の指針に関すること ・心身に障害のある児童生徒等の、盲学校、聾学校、養護学校又は小学校、中学校への就学指導に関し、教育長の指定する事項について審査を行い、その結果を報告する</p> <p>就学指導委員会の構成</p> <p>委員数 平成15年度: 15名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師 1名</li> <li>・学識経験者 1名</li> <li>・小中学校の校長 6名</li> <li>・小中学校の教諭 3名</li> <li>・関係行政機関の職員 3名</li> <li>・委員会事務局職員 1名</li> </ul> <p>会長及び副会長を置く</p> <p>委員の任期 2年</p>	<p>平成14年9月の学校教育法施行令の一部改正に伴い、「障害のある児童の就学に当たり、市町村の教育委員会は、専門家の意見を聴くこと」が義務付けられていることから、今後も就学指導委員会を設置することが重要です。</p> <p>その役割上、市町村教育委員会単位で設置することが望ましいので、合併に伴い、これまで設置されていた就学指導委員会を一つにまとめる必要があります。</p> <p>障害の種類や程度に応じて、教育学、医学、心理学等の観点から総合的に判断するため必要な委員の再構成を行う必要があります。</p>	合併時に再編し、就学指導委員会を設置する。